

○長野原町職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン

(目的)

第1条 本ガイドラインは、長野原町職員によるソーシャルメディアの利用に関し、住民の信頼を損なうことのない適正な利用を確保し、公務の公正性及び透明性の維持に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本ガイドラインにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ソーシャルメディア インターネットを利用して、利用者が情報を発信し、他者と相互にコミュニケーションを行うことができる媒体をいい、具体的には次のものを含む。

ア SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（X（旧 Twitter）、Facebook、Instagram、LINE、Threads 等）

イ 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画、TikTok 等）

ウ ブログサービス・掲示板・コミュニティサイト（はてなブログ、note、Reddit、5ちゃんねる等）

エ その他利用者がコメント、投稿、共有等を通じて双方向的にやりとりできるオンライン媒体

(2) 職員 地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)が適用となる長野原町職員をいう。

(基本原則)

第3条 職員は、ソーシャルメディアを利用するに当たり、次に掲げる基本原則を遵守しなければならない。

(1) 職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法をはじめとする法令、条例及び服務規律を遵守すること。

(2) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。

(3) 町民の信頼を損なうおそれのある行為を行わないこと。

- (4) 個人情報、職務上知り得た機密情報、意思形成過程その他非公開情報を漏洩しないこと。
- (5) 職員としての身分又は立場を不当に利用しないこと。
- (6) 誤解や混乱を招く表現を避けること。意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければならない。
- (7) 次に掲げる情報を発信しないこと。
 - ア 他者を侮辱する情報又は不敬な言い方を含む情報
 - イ 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
 - ウ 違法行為又は違法行為を煽る情報
 - エ 事実に反し、単なる噂や噂を助長させる情報
 - オ 法第 36 条に抵触する政治的中立性を害する情報
 - カ 本町及び他者の権利を侵害する情報
 - キ 本町のセキュリティを脅かすおそれのある情報
 - ク 閲覧者に損害を与えようとするサイト又はわいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - ケ その他公序良俗に反する一切の情報

(職務上等の発信)

第 4 条 職員が職務としてソーシャルメディアを利用する場合は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 組織としての公式アカウントに限ること。
- (2) 運営主体及び運用方針、運用ポリシーを明らかにすること。
- (3) 発信内容については町の公式見解のみとし、所属長の管理監督を受けること。
- (4) 正確性、中立性、即時性を確保すること。
- (5) 取得したアカウントへのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいものは避け、第三者に知られることのないように厳重に管理し、定期的に変更すること。また多要素認証の利用など、セキュリティ対策を講ずること。

- (6) 前号の情報を取り扱う職員が退職又は異動する場合は、速やかな権限の解除及びパスワード等の変更を行うこと。

(職務外の発信)

第5条 職員が職務外に個人としてソーシャルメディアを利用する場合であっても、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務で知り得た非公開情報を発信しないこと。
- (2) 町民や同僚等に対する誹謗中傷を行わないこと。
- (3) 行政に関する発信にあたっては、正確を期し、誤解を招かないよう留意すること。
- (4) 匿名であっても、職員であることが特定され又は推知される場合には、公務の信用を害する内容を発信しないこと。

(匿名発信に関する留意点)

第6条 職員が匿名でソーシャルメディアを利用する場合であっても、前条に定める遵守事項を免れるものではない。

- 2 匿名であっても、当該発信が組織又は公務に関係すると受け止められる可能性がある場合には、特に慎重に行わなければならない。

(違反への対応)

第7条 職員が本ガイドラインに違反した場合においては、その態様に応じて刑事責任を問われる場合があり、また服務規律違反として法にもとづく懲戒処分その他の措置を講ずることがある。

(教育及び啓発)

第8条 町長は、職員に対し、ソーシャルメディア利用に関する研修、注意喚起その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

附則

本ガイドラインは、令和7年10月1日から施行する。